

を受けた時における当該役務と同等の役務の提供を受けるために必要な対価の額をいう。以下この条において同じ。」を、その事業等の区分に応じ、当該事業年度の費用額に算入することができる。

2 公益法人が各事業年度において当該法人の事業等に必要な役務に対して支払った対価の額が当該役務に係る必要対価の額に比して低いときは、当該対価の額と当該必要対価の額との差額は、当該対価の額と当該必要対価の額との差額のうち実質的に贈与又は無償の提供若しくは供与を受けたと認められる額を、その事業等の区分に応じ、当該事業年度の費用額に算入することができる。

3 前二項の規定を適用した公益法人は、正当な理由がある場合を除き、これらの規定を毎事業年度継続して適用しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定を適用した公益法人は、役務の提供があつた事実を証するもの及び必要対価の額の算定の根拠を記載又は記録したものを作成し、当該事業年度終了の日から起算して十年間、保存しなければならない。

(特定費用準備資金)

第十八条 公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金(将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。))に係る支出に充てるために保有する資金(当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下同じ。)を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入する。

1 当該事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額(当該資金の目的である活動の実施に要する費用の額として必要な最低額をいう。以下同じ。)のうちずれか少ない額

2 当該事業年度の前事業年度の末日における適用を受けた事業年度以後の各事業年度において、その事業等の区分に応じ、前項第二号の額から第一号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額から控除する。

2 公益法人が各事業年度の末日において当該法人の事業等の区分に応じ、前項第二号の額から第一号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額から控除する。

3 第一項に規定する特定費用準備資金は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならぬ。

二 他の資金と明確に区分して管理されていること。

三 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

四 積立限度額が合理的に算定されていること。

五 第三号の定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について法第二十一条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置が講じられていること。

六 特定費用準備資金(この項の規定により取り崩すべきこととなつたものを除く。以下この条において同じ。)を有する公益法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならぬ。

一 当該資金の目的の支出がなされた場合該資金のうち当該支出の額に達するまで

二 各事業年度終了の時における積立限度額が当該資金の額を下回るに至った場合当該事業年度終了の時における当該資金の額のうちその下回る部分の額

三 正當な理由がないのに当該資金の目的である活動を行わない事実があつた場合その事業年度終了の日における当該資金の額のほか、第十五条规定の規定により当該事業年度の公益実施費用額から控除することとなつた額

5 第一項の額のうち、第十五条第一項、第三項又は第四項の規定により公益実施費用額に算入しないこととなつた額

6 公益法人が他の公益法人が消滅する合併を行つた事業年度においては、当該他の公益法人の当該合併の日の前日における特定費用準備資金の額及び同日における積立限度額は、第一項第二号の特定費用準備資金の額及び積立限度額に(関連する費用額の配賦)

3 第一項に規定する特定費用準備資金は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

二 公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額

三 第二十条 法第十六条第一項の公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額は、第十八条第一項の規定により公益実施費用額に算入した額とする。

四 (遊休財産額の保有の上限額)

第二十一条 法第十六条第一項の内閣府令で定めることとされる額(遊休財産額の保有の上限額)

3 第二十六条第三号に規定する公益目的保有財産の額を控除して得た額

二 公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産(引当金(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律施行規則(平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財團法人法施行規則」という。)第二十四条第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。)に係る支出に充てるために保有する資金を除く。)であるものをいう。

一 第二十六条第三号に規定する公益目的保有財産

二 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

三 前二号に掲げる特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金(当該特定の財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。)

四 特定費用準備資金(積立限度額に達するまでの資金に限る。)

5 寄附その他のこれに類する行為によって受け取った財産(当該財産を処分することによって得た財産を含む。次号において同じ。)であつて、当該財産を交付した者の定めた用途に従つて使用し、若しくは保有しているもの

6 寄附その他のこれに類する行為によって受け入れた財産であつて、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金(第一号、第二号、前号又は本号に掲げる財産から生じた果実については、相当の期間内に消費されることが見込まれるものに限る。)のうち、(第一号、第二号、前号第三号に掲げる財産について、第一号に規定する特定費用準備資金」とあり、及び同条第四項中「特定費用準備資金」とあるのは、「第二十二条第三項第三号の資金」と、同条第三項第一

し、配賦することが困難な費用額については、

当該費用額が公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額である場合にあっては収益等実施費用額とし、当該費用額が公益実施費用額又は収益等実施費用額と管理運営費用額と関連する費用額である場合にあっては管理運営費用額とすることができる。

3 第二項に規定する基金をいう。第三十三条第

四項において同じ。)を含む。以下この条に

おいて同じ。)の額

一 担除対象財産の帳簿価額の合計額から対応負債の額を控除して得た額

二 前項第二号に規定する「控除対象財産」は、

号中「活動を行う」とあるのは「財産を取得し、又は改良する」と、同項第四号及び第五号、同条第四項第二号並びに第五項中「積立限度額」とあるのは「当該資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額」と、同条第四項第三号中「活動を行わない」とあるのは「財産を取得せず、又は改良しない」と読み替えるものとする。

5 第三項第五号の財産は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、法第二十二条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならない。同項第六号の財産についても、同様とする。

一 当該財産が広く一般に募集されたものである場合 次に掲げる事項

イ 広く一般に募集されたものである旨

ロ 募集の期間

ハ 受け入れた財産の額（当該財産が金銭以外のものである場合にあっては、当該財産が金銭以外の受け入れた時における価額。以下この項において同じ。）の合計額

ニ 募集の方法

二 前号以外の場合 次に掲げる事項

イ 当該財産を交付した者の個人又は法人その他他の団体の別（当該者が国若しくは地方公共団体又はこれらの機関である場合については、これら者の名称）

ロ （当該財産が寄附により受け入れたものである場合にあっては、当該財産を受け入れた日）

ハ 受け入れた財産の額の合計額

ニ 当該財産を交付した者の定めた使途の内容

7 第二項第二号に規定する「対応負債の額」は、次に掲げる額の合計額をいう。

一 各控除対象財産に対応する負債の額の合計額

二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から前号の額及び指定正味財産の額（控除対象財産に関するものに限る。以下この条において同じ。）を控除して得た額に次のイの額のイ及びロの額の合計額に対する割合を乗じて得た額

イ 負債の額から引当金勘定の金額及び各資産に対応する負債の額の合計額を控除して得た額

ロ 総資産の額から負債の額及び指定正味財産の額の合計額を控除して得た額

二 前項の規定にかかわらず、公益法人は、前項の対応負債の額を控除対象財産の帳簿価額の合計額から指定正味財産の額を控除して得た額に、第一号の額の同号及び第二号の額の合計額に対する割合を乗じて得た額とすることができる。

一 負債の額から引当金勘定の金額を控除して得た額

二 総資産の額から負債の額及び指定正味財産の額の合計額を控除して得た額

第四款 公益目的事業財産

（正当な理由がある場合）

第二十三条 法第十八条ただし書の内閣府令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 善良な管理者の注意を払ったにもかかわらず、財産が滅失又はき損した場合

二 財産が陳腐化、不適応化その他の理由によりその価値を減じ、当該財産を廃棄することが相当な場合

三 法第五条第十七号に規定する者（以下二の二号において「国等」という。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付した財産（特定の公益目的事業を行うために使用すべき旨を定めて交付したものに限る。）の全部又は一部に相当する額の財産を、当該公益目的事業の終了その他の事由により、当該公益目的事業のために使用する見込みがないことを理由に、当該国等に対し返還する場合

(公益目的事業の用に供するものである旨の表示の方法)

第二十五条 法第十八条第七号の内閣府令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。

2 繼続して公益目的事業の用に供するために保有している財産以外の財産については、前項の方法による表示をすることができない。

(公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的の事業を行うために保有していると認められる財産)

第二十六条 法第十八条第八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

一 公益社団法人にあっては、公益認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団・財団法人法第二十七条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。第四十八条第三項第一号ホにおいて同じ。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産

二 公益認定を受けた日以後に行つた吸収合併により他の公益法人の権利義務を承継した場合にあつては、当該他の公益法人の当該合併の前日における公益目的取得財産残額（同日において当該他の公益法人の公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額をいう。第四十八条において同じ。）に相当する財産

三 公益認定を受けた日以後に公益目的保有財産（第六号及び第七号並びに法第十八条第五号から第七号までに掲げる財産をいう。以下同じ。）から生じた収益の額に相当する財産

四 公益目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産

五 公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産の額に相当する財産

六 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産

七 公益認定を受けた日以後に第一号から第五号まで及び法第十八条第一号から第四号までに掲げる財産以外の財産を支出することによりり取得した財産であつて、同日以後に前条の規定により表示したもの

八 法第十八条各号及び前各号に掲げるもののほか、当該法人の定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産

第二節 財産目録等

(事業年度開始前までに作成し備え置くべき書類)

第二十七条 法第二十一条第一項の内閣府令で定める書類は、当該事業年度に係る次に掲げる書類とする。

一 事業計画書

二 収支予算書

三 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(事業年度経過後三箇月以内に作成し備え置くべき書類)

第二十八条 法第二十一条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 キヤツシユ・フロー計算書(作成している場合又は法第五条第十二号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。)

二 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

前項各号に掲げる書類は、公益認定を受けた後遅滞なく法第二十一条第二項各号に掲げる書類を作成する場合にあつては、作成を要しない。

(収支予算書、財産目録及びキヤツシユ・フロー計算書)

第二十九条 法第二十一条第一項の規定により作成すべき収支予算書並びに同条第二項の規定により作成すべき財産目録及びキヤツシユ・フロー計算書については、次条から第三十三条までに定めるところによる。

(収支予算書の区分)

第三十条 第二十七条第二号の収支予算書は、次に掲げる区分を設けて表示しなければならない。この場合において、各区分(第二号に掲げる区分を除く。)は、適当な項目に細分することができる。

一 経常収益
二 事業費
三 管理費
四 経常外収益

2	五 経常外費用
3	事業費に係る区分には、次に掲げる項目を設けなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。
4	一 公益目的事業に係る事業費
5	二 収益事業等に係る事業費
6	三 第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる区分については、公益目的事業に係る額を明らかにしなければならない。

4 第一項第四号及び第五号に掲げる区分については、経常外収益又は経常外費用を示す適当な名前を付すことができる。

5 収支予算書の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならぬ。

6 公益法人が一般社団・財団法人法第一百三十九条第二項（一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する損益計算書については、前各項の規定の例による。

（財産目録の区分）

第三十一条 法第二十一条第二項第一号の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、負債の部は、適当な項目に細分することができる。

二 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。

一 流動資産

二 固定資産

3 財産目録の各項目については、当該項目の内容を示す適當な名称を付さなければならない。

4 公益法人が一般社団・財団法人法第一百三十九条（一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する貸借対照表については、前各項の規定の例によることとする。

（キヤッショ・フロー計算書の区分）

第三十二条 第二十八条第一項第一号のキヤッショ・フロー計算書には、次の各号に掲げる区分

（電磁的記録）

第三十三条 法第二十一条第二項第一号に掲げる財産目録及び第二十八条第一項第一号に掲げるキヤッショ・フロー計算書は、定期社員総会又は定時評議員会（一般社団・財団法人法第一百一十七条の規定（一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）の適用がある場合にあっては、理事会）の承認を受けなければならぬ。

二 一般社団・財団法人法第一百二十四条から第百二十七条まで（これらの規定を一般社団・財団法人法第一百三十九条において準用する場合を含む。）及び一般社団・財団法人法施行規則第三十五条から第四十八条までの規定（これらの規定を一般社団・財団法人法施行規則第六十四条において準用する場合を含む。）は、公益法人が前項の財産目録及びキヤッショ・フロー計算書に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。

（電磁的記録）

第三十四条 法第二十一条第三項の内閣府令で定めるものは、公益法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（閲覧の方法）

第三十五条 法第二十一条第四項第一号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録され

2	五 経常外費用
3	事業費に係る区分には、次に掲げる項目を設けなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。
4	一 事業活動によるキヤッショ・フロー
5	二 投資活動によるキヤッショ・フロー
6	三 財務活動によるキヤッショ・フロー

四 現金及び現金同等物の増加額又は減少額

五 現金及び現金同等物の期首残高

六 現金及び現金同等物の期末残高

（事業活動によるキヤッショ・フローの区分における直接法又は間接法により表示しなければならない。）

3 現金及び現金同等物に係る換算差額が発生した場合は、第一項各号に掲げる区分とは別に、表示するものとする。

4 キヤッショ・フロー計算書の各項目については、当該項目の内容を示す適當な名称を付さなければならぬ。

（備置き等すべき財産目録及びキヤッショ・フロー計算書）

（事業計画書等の提出）

第三十七条 法第二十二条第一項の規定による法第二十一条第一項に規定する書類の提出は、同項に規定する書類を添付した様式第四号による提出書を行政庁に提出してするものとし、同項に規定する書類について理事会（社員総会又は評議員会の承認を受けた場合には、当該社員総会又は評議員会）の承認を受けたことを証する書類を併せて添付するものとする。

（事業報告等の提出）

第三十八条 法第二十二条第一項の規定による財産目録等（法第二十一条第一項に規定する書類及び定款を除く。以下この項において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。

（合併等の届出）

第三十九条 法第二十二条第一項の規定による届出をしようとする公益法人は、様式第六号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

（会計監査人が監査する書類）

第四十条 法第二十三条の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（会計監査人の監査）

第四十一条 法第二十二条第一項の規定による届出をしようとする公益法人は、様式第六号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

（合併契約書の写し及び当該合併を決議した理事会の議事録の写し）

（合併等の届出等の手続）

（合併等の届出）

二 新設合併により消滅する公益法人に係る第
五条第三項第六号に掲げる書類

三 新設法人に係る第五条第三項第二号から第
五号まで及び第七号に掲げる書類

法第二十五条第一項の認可を受けて設立した
公益法人は、その成立後遅滞なく、定款及び登
記事項証明書を行政庁に提出しなければならな
い。

4 前項の公益法人は、その成立の日から起算し
て三箇月以内に、当該合併により消滅する公益
法人に係る第八条第四項各号に掲げる書類を行
政庁に提出しなければならない。

(合併による地位の承継の認可に係る関係行政
府への通知)

第四十三条 法第二十五条第一項の認可の申請を
受けた行政庁は、当該認可の申請が他の公益法
人のとの合併に伴うものである場合には、直ち
に、当該他の公益法人を所管する行政庁に通知
するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた行政庁は、當
該通知に係る合併に關し、法第二十四条第一項
第一号の届出を受けたときは、直ちに、その旨
を前項の規定による通知をした行政庁に通知す
るものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた行政庁は、同
じく前項の規定による通知を受けた行政庁に通知
するものとする。

(解散の届出等)

第四十四条 法第二十六条第一項から第三項まで
の届出をしようとする公益法人は、次項各号に
掲げる届出の区分に応じ、様式第八号から第十
号までにより作成した届出書を行政庁に提出し
なければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる届出の
区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しな
ければならない。

一 法第二十六条第一項の届出 解散及び清算
人の登記をしたことを証する登記事項証明書

二 法第二十六条第二項の届出 当該残余財産
の引渡しを受ける法人が法第五条第十七号イ
からトまでに掲げる法人である場合にあって
は、その旨を証する書類

三 法第二十六条第三項の届出 清算の結了の
登記をしたことを証する登記事項証明書及び
一般社団・財團法人法第二百四十条第一項に
規定する決算報告

第三章 報告及び検査

(報告)

第四十五条 公益法人は、行政庁から法第二十七
条第一項の規定により報告を求められたとき
は、報告書を提出しなければならない。

2 行政庁は、前項の報告を求めるときは、報告
書の様式及び提出期限その他必要な事項を明示
するものとする。

第四章 公益目的取得財産残額

(認定取消し等の後に確定した公租公課)

第四十七条 法第三十条第二項第三号で規定する
内閣府令で定めるものは、当該公益法人が公益
認定を受けた日以後の公益目的事業の実施に伴
い負担すべき公租公課であつて、同条第一項の
公益認定の取消しの日又は合併の日以後に確定
したものとする。

(各事業年度の末日における公益目的取得財産
残額)

第四十八条 公益法人は、毎事業年度、当該事業
年度の末日における公益目的取得財産残額(同
じく前項の規定による通知を受けた行政庁に通知
するものとす。

2 前項に規定する当該事業年度の末日における
公益目的取得財産残額に準ずる額(その額が
零を下回る場合は、零)をいう。以下
この条において同じ。)を算定しなければなら
ない。

3 前項に規定する当該事業年度の末日における
公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計
額とする。

一 当該事業年度の末日における公益目的増減
差額(その額が零を下回る場合には、零)をいう。

2 前項の届出書には、次の各号に定める書類を添付しな
ければならない。

一 法第二十六条第一項の届出 解散及び清算
人の登記をしたことを証する登記事項証明書

二 法第二十六条第二項の届出 当該残余財産
の引渡しを受ける法人が法第五条第十七号イ
からトまでに掲げる法人である場合にあって
は、その旨を証する書類

三 法第二十六条第三項の届出 清算の結了の
登記をしたことを証する登記事項証明書及び
一般社団・財團法人法第二百四十条第一項に
規定する決算報告

第一項の認可を受けて設立した法人の成立
の日(チにおいて「認定等の日」という。)
から事業年度の末日までの期間。以下この
項において同じ。)中に寄附を受けた財産
(寄附をした者が公益目的事業以外のため
に使用すべき旨を定めたものを除く。)の
額(当該財産が金銭以外の財産である場合
にあっては、当該財産の受け入れた時にお
ける価額。以下の項において同じ。)

口 当該事業年度中に交付を受けることとな
った補助金その他の財産(財産を交付する
者が公益目的事業以外のために使用すべき
旨を定めたものを除く。)の額

ハ 当該事業年度中に行つた公益目的事業に
係る活動の対価の額

二 当該事業年度の各収益事業等から生じた
収益の額に百分の五十を乗じて得た額

ホ 公益社団法人にあつては、当該事業年度
中に社員が支払った経費のうち、その徴収
に当たり使用すべき旨の定めがないものの
額に百分の五十を乗じて得た額及びその徴
収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が
定められたものの額

ト 当該事業年度において、合併により他の
公益法人の権利義務を承継した場合にあつ
ては、当該他の公益法人の当該合併の前日
における公益目的取得財産残額

ト 当該事業年度中に公益目的保有財産か
ら生じた収益の額

チ 当該事業年度の開始日の前日における
公益目的保有財産の帳簿価額の合計額(認
定等事業年度にあつては、認定等の日にお
ける法第十八条第六号に掲げる財産(公益
認定を受けた日前に取得したもの(当該財
産が合併により消滅した公益法人から承継
したものである場合にあっては、当該消滅
した公益法人が公益認定を受けた日前に取
得した財産であつて、当該消滅した公益法
人において法第十八条第六号に掲げる財產
を加算し、第二号の額を減算して得た額とす
る。)

リ 当該事業年度において、法第十八条第六
号に掲げる財産の改良に要した額

ヌ 当該事業年度の引当金の取崩額

ル イからヌまでに掲げるもののほか、定期
又は社員総会若しくは評議員会の定めによ
り当該事業年度において公益目的事業財産
となつた額

二 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度の第二十一条第一項第一号
の額に同項第二号の額を加算し、同項第五
号の額を減算して得た額

ハ イに掲げるもののほか、当該事業年度に
おいて公益目的保有財産について生じた費
用及び損失(法第十八条第六号ただし書の正
当な理由がある場合に生じたものに限る。ハに
おいて同じ。)の額

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該事業
年度において公益目的事業の実施に伴つて
生じた経常外費用の額

ホ 一 当該事業年度の末日における公益目的保
有財産の帳簿価額の合計額から当該事業年
度の開始日の前日における公益目的保有
財産の帳簿価額の合計額を控除して得た額
ホ イからニまでに掲げるもののほか、当該
事業年度において他の公益法人に対し、当
該他の公益法人の公益目的事業のために寄
附した財産の価額

二 当該事業年度の末日における公益目的保
有財産の帳簿価額の合計額から当該事業年
度の開始日の前日における他の公益法人の
公益目的保有財産の帳簿価額の合計額とす
る。この場合においては、当該合併の日の前日
を当該事業年度の末日とみなして算定し、財產
目録並びに貸借対照表及び損益計算書並びにこ
れらの附属明細書によるものについては、第八
条第四項第二号に掲げる書類によるものとす
る。第五十条第三項においても、同様とする。

一 当該合併の日の前日における公益目的増減
差額

二 当該合併の日の前日における公益目的保
有財産の帳簿価額の合計額

一 当該合併の日の前日における公益目的増減
差額

二 当該合併の日の前日における公益目的保
有財産の価額の合計額

一 当該合併の日の前日における公益目的
取得財産残額

リ 当該事業年度において、法第二十九条第一項又は第
二項の規定による公益認定の取消しをした場合
又は公益法人が合併により消滅する場合(その
権利義務を承継する法人が公益法人である場合
を除く。)における法第三十条第二項の公益
目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額(そ
の額が零を下回る場合にあっては、零)とす

とされた場合にあつては、当該異なる割合)とする。

開始した事業年度に生じた黒字については、な
お従前の例による。

樣式第二號（第八條第一項關係）

樣式第三號（第十一條第一項關係）

附則第八項に規定する資金に対する前項の規定の適用については、同項中「配賦された」とあるのは、「附則第二項第二号の規定による資金」により、当該資金の目的的用に供する財産を取得したとするならば、第十九条の規定により配賦

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

第七九号

(施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
この府令の施行の際現にあるこの府令

改正前の様式（次項において「旧様式」とい
う。）こより使用されてゐる書類は、この府令

による改正後の

この府令の施
紙については、

用するこ^トがで
付則(一)

附
見

二の府令は、

年
月
日

人の名称
著者の氏名

法
代

公
益

大第一号(第五条第

株式第十二号（第五十一条第一項関係）

年 月 日

記

法人の名称
代表者の氏名

公益目的取得財の内容の変更報告書

本社目的取得財の内訳について、当社は前回の報告書に記載した事項を若干の細かい点で変更したので、公団社員個人及び社員親類（夫・妻・子・孫等）に関する法律施行規則の各条項により、下記のとおり報告します。

会社目的取得財	前回 の額 万円	現行 の額 万円	差引変動額 万円
会社目的の貯蓄財産 の額	△	△	△
会社目的の貯蓄財産 の額	△	△	△
会社目的の貯蓄財産 の額	△	△	△

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。

株式第十三号（第五十二条第一項関係）

年 月 日

記

法人の名称
代表者の氏名

贈与契約成立報告書

公益目的取得財の内訳について、下記のとおり贈与契約が成立したので、公団社員個人及び公団社員個人の法定等に関する法律施行規則の各条項により、報告します。

- 1 贈与の事由
- 2 贈与契約の相手方
名 称
代表者
性 别
通称
- 3 贈与した公益目的取得財の内訳
内訳
- 4 契約日
- 5 延引期日
(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。